

議案第36号

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくばみらい市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月15日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

茨城県後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例(平成20年つくばみらい市条例第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(市が行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>(市が行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p>